警備業務委託仕様書

１　委託業務概要

(1) 委託業務名称

東日本大震災・原子力災害伝承館警備業務委託（施設警備及び機械警備）

(2) 警備対象施設

ア　東日本大震災・原子力災害伝承館

福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39

(3) 委託期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（開始日について変更の可能性あり）

ただし、施設警備については、委託期間中の指定日時を勤務日とし、それ以外は機械警備にて対応とする。

(4) 委託者

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）

(5) 業務目的

東日本大震災・原子力災害伝承館の警備対象施設にかかる盗難、火災及び不法行為の防止、または異常事態発生時の被害拡大防止をすることで、施設利用者の安全確保や建物その他の財産を保護する。

２　業務内容

　ア　機械警備

(1) 警備対象施設に係る機械警備に関する業務

(2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務

(3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務

(4) その他必要と認められる業務

イ　施設警備

(1) 施設の保全管理、火気取締、盗難防止

(2) 不法侵入、挙動不審者の取締

(3) 施設内外の巡回点検

(4) 消灯の確認及び使用電気機器の後始末の確認及び処理

(5) 施錠の確認及び処理、鍵の管理・貸借

(6) 残留者及び外来者の退室確認

(7) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務

(8) 開館前・閉館後の駐車場のバリケード撤去・設置

(9) 混雑時の駐車場誘導・来館者の動線誘導

(10) その他必要と認められる業務

３　資格要件

受託者（以下「乙」という。）は、次のいずれも満たすものであること。

(1) 警備業法第二条第１項第１号の業務を行っている者

(2) 警備業法第四条の規定による都道府県公安委員会から認定を受けていること。

(3) 県外業者にあっては警備業法第九条の規定による届出書を福島県公安委員会に届出していること。

(4) 警備業法第四十三条の規定による即応体制を整備していること。

４　警備業務の実施

(1) 警備業務は、別紙「警備業務細目」（以下「細目」という。）により行うこと。

(2) 上記細目のほか、上記２の業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。

(3) 警備計画書を作成し、これを事前に提出し、甲の承諾を受けること。

(4) 業務従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けること。また、従事者は業務中においては社員証等の身分証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図を甲に提出すること。

(5) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲との事前に取り決めた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。

(6) 当該業務に要する光熱水道費は甲の負担とするが、使用する機械警備機器やその通信費、消耗品等は、乙の負担とする。

(7) 乙は、機械警備において、乙の警報監視センターで警備対象施設から警報を受信してから25分以内にその警備対象施設に対し警備員を常に派遣できる体制をとること。

５　業務遂行状況の報告及び記録

(1) 乙は、次の内容を記録し、甲に報告書を提出する。

ア　機器設置完了報告書（新規工事、変更工事、撤去工事時）

イ　警備報告書（機械警備は警報受信対応時、施設警備は勤務実施時）

ウ　機器点検報告書（機械警備保守点検時）

エ　事故発生報告書（異常事態発生時）

オ　月次報告書（１カ月ごとの機械警備の状況）

カ　その他甲が必要と認めた内容

※　オの月次報告書はＷｅｂサイト等により警備状況が閲覧可能な場合、不要とする。

(2) 警備対象施設において事故や異常事態が発生した場合は、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告するとともに、後日、前項エの報告書を提出すること。

６　業務従事者

(1) 本業務に従事する警備員は、雇用開始時に身上調査を行い、警備業法第三条第１項から１１項に該当しない者であること。

(2) 本業務の従事者は、任務の遂行において、甲の職員及び他の業務従事者との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の対応に際しては、言語態度に十分注意すること。

(3) 甲は、業務従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。

７　再委託

(1) 乙は原則として、委託業務の実施に関わる業務の全部または、一部を第三者に再委託してはならない。ただし、施設警備については、委託業務の実施のために合理的に必要な範囲で甲の事前承認を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は、再委託の住所・氏名・再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対して書面にて提出するものとする。

(2) 前項の場合は、乙は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、前項の目的の範囲以内でこれを必要とする者を限定して、甲の機密情報及び個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

８　損害賠償

(1) 乙は、本契約の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、警備対象施設及び甲（甲の管理下にある者を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害が甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(2) 前項において、乙が負担する賠償額の限度は、対人賠償及び対象賠償を併せて１事故につき１０億円とする。

(3) 乙は、第１項に規定する損害を与えたときは、損害が発生した日から起算して７日以内に書面より甲に通知すること。

９　業務管理

(1) 乙は、本委託業務を遂行するに当たり、関係諸法令の基準に適合するよう業務を行わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかなければならない。

(2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。

10　その他

この仕様書に定めのない事項については、甲の指示に従うものとし、指示されない事項であっても当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

11　疑義

この仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。